

平成十七年二月

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの説明書

外務省

目次

ページ

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 一 概説                       | 一 |
| 1 附属書XVの成立経緯               | 一 |
| 2 附属書XV締結の意義               | 一 |
| 3 附属書XVの締結により我が国が負うこととなる義務 | 二 |
| 4 早期国会承認が求められる理由           | 二 |
| 二 附属書XVの内容                 | 二 |
| 三 附属書XVの効力発生               | 二 |
| 四 附属書XVの実施のための国内措置         | 三 |
| (参考)                       | 四 |

1 附属書XVの成立経緯

(1) 専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合が享有する特権及び免除と各種の専門機関が享有する特権及び免除とをできる限り統一するために、昭和二十二年（千九百四十七年）、ニューヨークで開催された第二回国際連合総会において作成された。条約は、前文、本文十一箇条及び一連の附属書から成り、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除（法人格の付与、訴訟手続の免除、構内及び文書の不可侵、直接税、関税等の免除、通信に関する便益の供与、加盟国の代表者及び専門機関の職員に対する出入国制限、外国人登録等の免除、国際連合通行証の使用等）を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、昭和三十八年（千九百六十三年）に条約に加入しており、附属書Iから附属書XVまで（我が国が加入書において指定しなかった国際避難民機関（昭和二十七年（千九百五十二年）に解散）について規定する附属書Xを除く。）に規定する専門機関（国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際民間航空機関、国際連合教育科学文化機関、国際通貨基金、国際復興開発銀行、世界保健機関、万国郵便連合、国際電気通信連合、世界気象機関、政府間海事協議機関（昭和五十七年（千九百八十二年）に国際海事機関に改称）、国際金融公社及び国際開発協会）に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。

(2) 世界的所有権機関（以下「機関」という。）は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約によって昭和四十五年（千九百七十年）に設立され、昭和四十九年（千九百七十四年）、国際連合憲章第五十七条及び第六十三条の規定に基づく協定を経済社会理事会と締結し、国際連合と連携関係を有する専門機関となった。これを受けて、条約の附属書XVの草案が作成され、昭和五十二年（千九百七十七年）、ジュネーブで開催された機関の調整委員会第十一回会合において最終本文として承認された後、国際連合事務総長に送付された。

この附属書は、条約の規定を修正した上で機関に適用することを内容とするものである。我が国がこの附属書を締結することは、機関及びその職員等の我が国における活動の円滑化に資するものであり、知的財産権の分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。

### 3 附属書XVの締結により我が国が負うこととなる義務

この附属書の締結により、我が国は、条約の規定を一定の範囲で修正した上で機関に適用する義務を負う。

### 4 早期国会承認が求められる理由

昨年三月、東京に機関の暫定的な事務所が設立され、今後、アジア地域向けの知的財産制度の普及啓発活動、国際連合大学と連携した知的財産制度の研究及び分析、日本のユーザーへの種々のサービス提供等を行うことが期待されている。このような状況にかんがみ、機関及びその職員等の我が国における活動を円滑にし、知的財産権の分野における国際協力を促進するため、我が国としてもこの附属書を早期に締結することが望ましい。

## 二 附属書XVの内容

この附属書は、条約の規定を次のとおり修正した上で機関に適用することを主な内容とする。

### 1 専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除（注）は、機関の事務局次長にも与えられる。

注 専門機関の事務局長は、専門機関の職員に与えられる訴訟手続の免除、給料及び手当に関する課税の免除、出入国制限及び

外国人登録の免除、国民的服役義務の免除等の特権及び免除に加え、国際法に従って外交使節に与えられる特権、免除等が与えられる（条約第六条第二十一項）。

### 2 (1) 機関のための任務を遂行する専門家は、不逮捕特権、訴訟手続の免除、文書の不可侵等、一定の特権及び免除を与えられる。

(2) 特権及び免除は、機関の利益のために専門家に与えられるものであって、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

## 三 附属書XVの効力発生

この附属書は、条約第十一条第四十三項及び第四十四項の規定に従って、機関に条約の規定を適用することを約束する我が国の文書

による通告を国際連合事務総長が受領した日に、我が国と機関との間で効力を生ずる。

#### 四 附属書XVの実施のための国内措置

この附属書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 昭和五十二年十月四日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 昭和五十四年三月一日

3 締約国 平成十七年二月一日現在 三十一箇国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カメルーン、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、イタリア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ノルウェー、セントルシア、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウズベキスタン、ジンバブエ